

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(延滞税に関する用語の意義)</p> <p>12-1 法第 12 条第 1 項に規定する「払いもどし又は還付を受けた日」及び「<u>関税額を納付する日</u>」<u>並びに法附則第 3 項に規定する「特例基準割合」</u>の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「払いもどし又は還付を受けた日」とは、整理資金法第 10 条第 1 項に規定する支払命令（支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付）の日をいう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「<u>特例基準割合</u>」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 12 で除して計算した割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の 12 月 15 日までに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。</p>	<p>(延滞税に関する用語の意義)</p> <p>12-1 法第 12 条第 1 項《<u>延滞税</u>》に規定する「払いもどし又は還付を受けた日」及び「<u>関税額を納付する日</u>」の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「払いもどし又は還付を受けた日」とは、整理資金法第 10 条第 1 項《<u>国税資金支払命令官</u>》に規定する支払命令（支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付）の日をいう。</p> <p>(2) (同左)</p>